

第7章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する措置

第1節 総則

第1 目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域内にある特別防災区域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震・津波防災体制の推進を図ることを目的とする。

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された気象庁マグニチュード6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード*8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内又は海溝軸外側50km程度までの範囲において、モーメントマグニチュード*7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生したと評価された場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）、もしくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表

3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

特別防災区域内にある特定事業所及びその他事業所においても事業所の態様に応じ、臨時情報発表時の対応を含めた南海トラフ地震防災対策計画及び津波避難計画を作成するなど地震・津波防災体制の推進を図るものとする。

さらに、この措置に定めのない事項は、災害の状況に応じ、大阪府地域防災計画及び関係市町地域防災計画、防災業務計画等の関連事項を準用するなど、緊密な連携のもとに円滑な運用を図るものとする。

*モーメントマグニチュード：断層のずれの規模をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求める気象庁マグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。

ただし、モーメントマグニチュードを求めるには時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、気象庁マグニチュードを用いている。

第2 防災関係機関、特定事業所及びその他事業所の処理すべき事務又は業務の大綱

特別防災区域に係る地震・津波防災に関し、防災関係機関、特定事業所及びその他事業所の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1章総則 第7節 防災関係機関、特定事業所及びその他事業所の処理すべき事務又は業務の大綱」に掲げる事務又は業務とする。

第2節 組 織

防災本部は、大阪府地域防災計画に定める災害対策本部等と連携を密にして、防災体制の確立を図るものとする。

また、災害の状況等により、「第5章 災害応急活動 第1節 防災体制 第2 現地本部」に定める現地本部を設置するものとし、所在する市町が設置する災害対策本部と緊密な連絡、調整を行うものとする。

第3節 地震・津波防災上必要な予防対策

南海トラフ地震等に備え、防災関係機関、特定事業所及びその他事業所は、防災組織及び応急活動体制の整備を図るものとする。

第1 特定事業所及びその他事業所の措置

防災組織及び応急活動体制について、地震・津波発生時に迅速かつ適切に機能するよう南海トラフ地震防災対策計画及び津波避難計画を定め、これに基づき防災体制の整備に努めるものとする。

- 1 地震・津波防災応急対策を推進するための組織に関すること
- 2 地震・津波防災応急対策の実施状況等の把握に関すること
- 3 防災要員等の非常参集及び配備体制の確立に関すること
- 4 防災施設、資機材等の点検整備に関すること
- 5 防災資機材等の緊急配置、出動準備に関すること
- 6 危険物施設等の緊急予防措置に関すること
- 7 従業員等の避難誘導に関すること
- 8 従業員の保安教育、防災訓練の実施に関すること
- 9 その他地震・津波による災害の発生の未然防止及び拡大防止措置に関すること

第2 防災関係機関の措置

防災関係機関は、相互に連携し、関係法令等に基づき、予防対策の徹底、応急活動体制の充実、強化等について特定事業所及びその他事業所を指導、監督する。

また、地震・津波発生時には、防災体制が分散化することが予想されるので、相互の情報連絡体制の強化、迅速な通報体制及び避難誘導方法等の確立に努める。

防災関係機関は、大規模な災害等へ対処するために、広域応援等を要請した場合の受入体制の確保に努める。

防災関係機関は、万一、高圧ガスタンクにおいて BLEVE が発生した場合に住民等が適切な回避行動をとれるよう、連携してあらかじめ注意喚起の周知徹底を図り、安心・安全の確保に努める。

第3 防災教育及び訓練に関する事項

防災関係機関、特定事業所及びその他事業所は、各機関の所掌事務に応じて、職員等に地震・津波防災に関する教育を実施するものとする。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 地震・津波が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 4 職員等が果たすべき役割に関する知識
- 5 地震・津波防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6 今後地震・津波対策として取り組む必要のある課題に関する知識
- 7 南海トラフ地震に関する新たな知見等に関する知識

防災関係機関、特定事業所及びその他事業所は、相互に連携し、計画的に単独又は共同で各種の訓練を組み合わせて実施するものとする。

防災訓練の種別及び内容については、「第4章 災害予防対策 第4節 防災教育及び防災訓練の実施 第2 防災訓練」に定めるものによる。

なお、南海トラフ地震を想定した防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害対策を中心とする。

また、訓練結果を評価し、必要に応じて、防災組織体制及び応急活動内容時の見直し、強化に努めるものとする。

第4 啓発及び広報に関する事項

府及び市町は、過去に発生した南海トラフ地震による被害の状況、地震・津波により予想される被害、南海トラフ地震に係る防災知識の普及、啓発に努めるとともに、地震・津波が発生したときに、関係者が的確に応急活動を行えるよう広報を行うものとする。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 地震・津波が発生した場合に、出火、漏洩等の災害発生の防止、近隣の事業所と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 4 正確な情報入手に関する知識
- 5 防災関係機関、特定事業所及びその他事業所が講じる地震防災応急対策等の内容
- 6 各特別防災区域における津波による浸水予測に関する知識
- 7 各特別防災区域に係る災害からの避難地及び避難路に関する知識
- 8 特別防災区域内における特定事業所及びその他事業所が行う避難協力等に関する支援

第4節 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

防災関係機関、特定事業所及びその他事業所は、次の施設等について、南海トラフ地震に係る地震・津波防災対策上緊急に必要な施設を整備し、地震・津波による被害の軽減を図るものとする。

- 1 避難地（津波警報発表時における一時避難所を含む）
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 緊急輸送を確保するため必要な道路等
- 5 通信施設（情報入手、緊急通報、通信連絡手段等の多重化等を含む）
- 6 海岸保全施設又は河川管理施設
- 7 緩衝地帯
- 8 1から7に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第324号）第1条第2項に定めるもの

第5節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1 津波からの防護のための施設の整備等

港湾及び護岸の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門、防潮鉄扉等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じるものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

特定事業所及びその他事業所は、津波による被害を防止・軽減するために、必要な防護のための施設等の整備を図るものとする。

第2 津波に関する情報の伝達等

防災関係機関、特定事業所及びその他事業所は、「第5章 災害応急活動 第3節 気象予警報等」の定めにより、確実に情報を伝達するものとする。

第3 津波からの円滑な避難の確保

各地区内の特定事業所及びその他事業所は、南海トラフ地震等に伴う地震津波による浸水の予測がされている各特別防災区域における人的被害の軽減を図るため、「特別防災区域内に立地する事業所のための津波避難計画作成指針」に基づき、南海トラフ地震防災対策計画及び津波避難計画を作成・修正し、あらかじめ従業員等の避難場所を定めるとともに、津波発生時には作成した当該計画に従って迅速に避難するものとする。

また、地震発生直後における従業員等の安全を確保し、帰宅困難者の発生抑制を図るため、従業員等の待機、帰宅の方針等を定めるとともに、食糧等必要な物資を確保する。

津波避難対策の基本的な考え方は以下のとおり。

1 対象とする津波と範囲

(1) 対象とする津波

南海トラフ巨大地震による最大クラスの津波とする。

(2) 対象とする範囲

対象エリアは特別防災区域内とし、そこに立地する全ての事業所を対象とする。

また、内容については、地震・津波の発生直後から津波が終息するまでの間に実施すべき事項を対象とする。

2 津波避難に関する基本方針

- ・南海トラフ巨大地震の発生時には、津波以外にも様々な災害が起こる可能性があるが、津波による浸水への対応を最優先に考えることを基本とする。
- ・従業員等が可能な限り浸水区域外へ安全に避難（以下「水平避難」という。）することを原則とする。
- ・水平避難することが望ましいが、浸水区域外までの距離が長い場合や、施設の緊急停止措置を行うために浸水区域外への避難が間に合わないとは判断される場合には、浸水深より高い安全な場所に一時的に避難（以下「垂直避難」という。）する。

- ・避難者の集中による交通混雑・事故等により、渋滞や移動の危険性が高まると考えられることから、原則として、避難は徒歩や自転車によるものとする。

3 避難に際しての留意事項

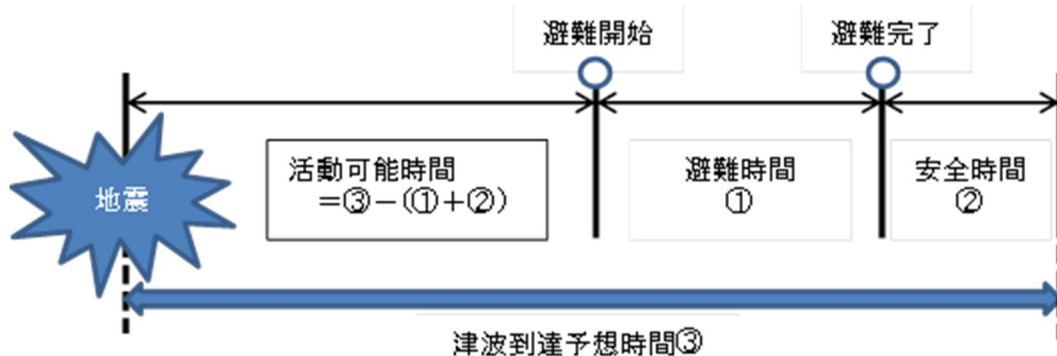
【避難場所等に関すること】

- ・地震による建物や構造物の倒壊、地盤の液状化等により、避難経路の機能が損なわれる場合がある。また、一定の発生確率が認められる危険物タンク等の火災、爆発及び毒性ガス拡散により避難経路が寸断されるおそれもあるため、あらかじめ複数の避難場所及び避難経路を設定しておく。
- ・地震発生後、速やかに避難経路となる主要道路の状況を把握し、避難途中で孤立せず、確実に避難できるよう、地区ごとに集約して情報を共有できる情報入手・伝達体制を整備しておく。
- ・一時避難場所は、想定される地震に応じた耐震構造の建屋であることを確認しておく。
- ・避難が長期に及ぶおそれがあるため、その間に必要となる食料その他必需品を一時避難場所に備蓄しておく。
- ・従業員以外についても確実に避難できるように事業所内での体制を確立しておく。
- ・自社内に一時避難場所を確保できない場合には、近隣の事業所との間で避難に関する協定を締結するなどにより、予め一時避難場所を確保しておく。
- ・外出時には無理に帰社せず近くの一時的避難場所を利用する。

【緊急停止措置に関すること】

- ・製造設備等の緊急停止の活動時間は、津波到達時間に応じて避難時間や安全時間を確保するなど、人の安全を第一に置いて決めておく。

＜考え方：緊急停止措置の活動可能時間が経過すれば措置途中でも避難開始＞



- ・緊急避難が必要な場合に持ち場を放棄しても責任は問わないことを社内規定等に明文化しておく。
- ・被害予防対策の立案にあたっては、事業所で働いている従業員が少ない休日、夜間の想定も含め、その立案した緊急措置の訓練を定期的実施しておく。

【未浸水箇所の活用に関すること】

- ・津波発生後の消防機能確保に向け、自衛消防車を浸水から回避するため、未浸水箇所を活

用することも検討する。

4 その他留意事項

地震・津波の想定と特性を踏まえた地区ごとの避難の考え方があるので、津波避難計画は、自社の立地する地区の特性を十分に理解した上で作成する必要がある。

また、津波到達時間は、想定モデル以外の津波が発生した場合には、到達時間が早くなる可能性もあることに留意しておく必要がある。

第6節 地震・津波発生時の応急対策

第1 特定事業所及びその他事業所の措置

1 応急活動

特定事業所及びその他事業所は、地震・津波発生時に生じる可能性のある火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出等の災害の発生を防止するため、南海トラフ地震防災対策計画及び津波避難計画等の定めるところにより、危険物施設等の緊急停止及び点検、充填作業、移し変え作業等の停止、その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置等を行うものとし、災害が発生した場合には、「第5章 災害応急活動 第5節 自然応急活動」の定めにより、必要な災害応急活動を行うものとする。

津波による災害が予想される場合には、津波が来襲するまでの時間を考慮した危険物施設等への浸水防止、流木等による危険物施設等への影響の回避等、必要な措置を講じるものとする。

また、大型タンカー等船舶による危険物等の荷役作業中の場合は、直ちに中止し、港外への避難、繫留索の点検等、災害の発生を防止するための措置を講じるものとする。

2 広報活動

特定事業所及びその他事業所は、「第5章 災害応急活動 第7節 災害広報」の定めにより、災害の状況に応じ、職員等により直接周辺住民等に対する広報活動を行うものとする。

3 避難誘導

特定事業所及びその他事業所は、南海トラフ地震防災対策計画及び津波避難計画等の定めるところにより、従業員等を安全に避難場所に誘導するものとする。

ただし、大津波警報・津波警報発表時において、特定事業所及びその他事業所は前項の避難誘導及び南海トラフ地震防災対策計画及び津波避難計画等に定める緊急措置を優先して実施するものとし、他の措置については可能な範囲で行うものとする。

第2 防災関係機関の措置

1 応急活動

防災関係機関は、地震・津波による災害が発生した場合は、相互に連携し、それぞれの所掌事務により、「第5章 災害応急活動」に示す各活動を行うものとする。

2 広報活動

防災関係機関は、災害時の各種応急活動の実施状況等、社会的混乱の防止、及び住民不安の払拭等のために、「第5章 災害応急活動 第7節 災害広報」の定めにより、それぞれ連携の上、広報活動を行うものとする。

3 避難誘導

防災関係機関は、「第5章 災害応急活動 第8節 避難誘導」の定めにより、相互に連携を保ちつつ、迅速な避難誘導を行うものとする。